

# 芝山鉄道株式会社

## ご利用になる前に必ずお読み下さい

弊社ではハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

- ハンドル形電動車いすでのご利用は、ご利用になるお客様ご自身のハンドル形電動車いすが、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づいた補装具として交付された場合、障害者自立支援法に基づく補装具費が支給された場合、並びに障害者または障害者と同程度の障害を有する者であって、介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要と判断がなされ、貸与されている場合に限り、(従前、補装具支給制度によりハンドル形電動車いすの交付またはハンドル形電動車いすの補装具の支給を受け、現在は介護保険制度により貸与されている場合を含みます)
- ご利用の際は、以下の証明書等のうち、いずれかを提示してください。
  - ・ハンドル形電動車いす交付証明書
  - ・補装具交付決定通知書(※1)
  - ・ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
  - ・補装具費支給決定通知書(※1)
  - ・身体障害者手帳(※2)
  - ・ハンドル形電動車いす提供証明書
- ※1「決定内容欄」にハンドル形電動車いすと記載されたものが対象となります。
- ※2「補装具欄」にハンドル形電動車いすと記載されたものが対象となります。
- 弊社では、証明書等の係員への提示に代えて、ハンドル形電動車いすへ貼付する「鉄道施設利用証ステッカー」の発行を行っています。
- ご利用の申し込みは事前になされますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。ご利用にあたっては、十分な余裕を持って駅にお越し下さい。
- 化粧室のご利用や列車内での移動がおひとりできないお客様には、必ず介助の方が同伴いただきますようお願いいたします。介助の方には、駅・列車内の介護や援助および緊急時の誘導などをお願いいたします。
- ハンドル形電動車いすでご利用いただける弊社芝山鉄道線は、次にご案内している利用可能駅で、かつデッキのついていない車両に限り、なお、ご利用いただける駅であっても、混雑時や運輸上支障のある場合、または取扱時間帯などによってはご利用いただけない場合がございます。
- 駅構内では、低速(約2km/h以下)で、十分にご注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- 鉄道施設等の利用中にハンドル形電動車いすの利用が原因で発生した事故、紛争および器物の損壊などについては、お客様の責任にて処理していただくこととし、鉄道会社は一切責任を負いかねます。
- その他の取扱いは旅客営業規則によります。

No.	順	利用可能駅	運用開始時期	ご利用に当たっての留意事項等
1	し	芝山千代田	平成16年1月13日	改札内設置のエレベーターをご利用下さい。